

## 農業経営セーフティネット研修支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

農業者が自らの経営に最適な農業セーフティネットを選択できるよう、農業者グループが行う各種制度や青色申告に関する研修会の開催等に必要な経費を支援します。

### 3 利用対象者

農業者組織、農業者団体

※個人が属するグループは、JA生産者部会、指導農業士会、認定農業者協議会、または農家10戸以上のグループとし、法人が属するグループは、農業法人協会、地域営農法人協議会、または3法人以上のグループとする。

いずれのグループも地域単位での各支部を利用対象とすることも可能とする。

### 4 支援内容

(1) 補助要件：各制度に対する理解促進を図るための組織的な取り組みであること。

※NOSAI又は税理士会を講師とする収入保険をはじめとした各種セーフティネット制度または青色申告についての研修会を必須とする。

(2) 対象経費：研修会の開催、農業者間の意見交換、青色申告ソフト導入等に係る経費

(3) 補助率：2/3

(4) 補助上限額：200千円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：未定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農政企画課

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名：企画担当

(3) 電話番号：023-630-2422

## 収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

### 2 事業概要

自然災害や新型コロナの影響による農産物の価格低下などのリスクを踏まえたうえでの備えとして、収入保険に新規加入する農業者に対して、掛捨て保険料の一部を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：令和4年度中に保険期間が開始する収入保険の新規加入者
- (2) 対象経費：収入保険の掛捨て保険料
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30千円（県20千円、市町村10千円）または掛捨て保険料実費のいずれか低い額
- (5) その他：市町村との協調補助10千円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：未定
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村で入手、県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：023-630-2422

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁	023-621-8141
最上総合支庁	0233-29-1319
置賜総合支庁	0238-26-6049
庄内総合支庁	0235-66-5724

# 新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

## 2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

## 3 利用対象者

○49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者

※親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

- 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること
- 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

### (2) 対象経費

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：10,000千円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限5,000千円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：未定
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：未定
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当（係）名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁 農業振興課 023-621-8385  
最上総合支庁 農業振興課 0233-29-1320  
置賜総合支庁 農業振興課 0238-26-6049  
庄内総合支庁 農業振興課 0235-66-5497

## 自営就農者定着支援事業助成金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

### 2 事業概要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

3 利用対象者：農業を営む個人

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- 申請日の前年度4月1日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。
- 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。
- 営農開始時の年齢が満50歳以上で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

#### (2) 対象経費

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

#### (3) その他（補助を受けられる期間等について）

最長3年間、年額600千円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和3年3月中旬～4月中旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

#### 【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

## 雇用就農支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- 50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用、育成する法人等であること。
- 5年以内に売上高を10%以上増加する計画を持つ法人等であること。

(2) 対象経費：雇用就農希望者に対して実施する研修の経費について、月額5万円以下の範囲内で2年間助成。

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：年間600千円

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月上旬～令和4年5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法：一般社団法人山形県農業会議ホームページ

(3) 申込み先：一般社団法人山形県農業会議

### 6 問合せ先

#### 【県 庁】

(1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名： 農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号： 023-630-3405

#### 【一般社団法人山形県農業会議】

(1) 機関名・課名： 一般社団法人山形県農業会議

(2) 電話番号： 023-622-8716

# 農地利用効率化等支援事業費補助金 (先進的農業経営確立支援タイプ)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

## 2 事業概要

農地利用効率化等支援事業費補助金と比較して、広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設を導入する場合には補助上限額を引き上げて支援します（融資主体型補助事業）。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

## 4 支援内容

### (2) 補助要件

- 適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 等
  - ※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話合いの結果に基づいて市町村が作成する未来の設計図です。
- 成果目標の設定

### (2) 対象経費

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上

### (3) 補助率

以下の①～③のうち最も低い額です。

- ① 事業費×3/10、② 融資額、③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：個人 10,000千円、法人 15,000千円

### (5) その他

- 上記支援内容は令和3年度に実施した「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ）」の内容であり、事業の実施において一部変更となる可能性があります。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：3月中旬～4月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

# 農地利用効率化等支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

## 2 事業概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、持続的に農業を行うために生産の効率化に取り組む農業経営体が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します（融資主体型補助事業）。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

- 適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 等
  - ※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話合いの結果に基づいて市町村が作成する未来の設計図です。
- 成果目標の設定

### (2) 対象経費

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
- ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

### (3) 補助率

以下の①～③のうち最も低い額です。

- ① 事業費×3/10、② 融資額、③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：3,000千円

### (5) その他

- 上記支援内容は令和3年度に実施した「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）」の内容であり、事業の実施において一部変更となる可能性があります。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：2月中旬～3月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村



## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

## 転換作物新規拡大支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

主食用米から転換作物（対象品目：大豆、青刈とうもろこし、子実用とうもろこし）へ栽培品目を切り替える農業者等に対して、前年産からの拡大面積に応じて支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ・当年産の主食用米の作付面積が前年産よりも減少していること。
- ・対象品目である大豆、青刈とうもろこし、子実用とうもろこしの当年産の作付面積が、前年産よりも増加していること。

#### (2) 対象経費

大豆、青刈とうもろこし、子実用とうもろこしの前年度からの拡大面積に応じて支援する。ただし、主食用米の前年度からの減少面積を支援の上限とします。

#### (3) 補助率：5,000円/10a

予算の範囲内で実施するため、支援額が変更となる場合があります。

#### (4) その他：本事業は国の「水田活用の直接支払交付金（都道府県連携型助成）」と連携して実施するものであり、県からの支援が確定した後に、国から県と同額の支援が農業者等へ直接行われます。

### 5 募集期間

#### (1) 募集期間（予定）：6月末

（地域農業再生協議会（事務局：市町村）に御相談ください。）

#### (2) 申請書類（様式）の入手方法：地域農業再生協議会

#### (3) 申込み先：地域農業再生協議会

### 6 問合せ先

#### (1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課

#### (2) 担当（係）名：米政策推進担当

#### (3) 電話番号：023-630-2304

# G A P 認 証 取 得 支 援 事 業 費 補 助 金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸

## 2 事業概要

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

## 3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合  
※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び  
団体事務局を有する組織が対象となります。

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

- 国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の  
団体認証を取得すること
- 環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと  
    <取組例> ・ I P M（総合的病害虫・雑草管理）に基づいた農薬使用量の削減  
              ・ 適正な施肥設計による化学肥料の使用量の低減  
              ・ 水田からのメタンの発生量を削減するための中干し期間の延長 等

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用   取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG. A. P.   295千円×(団体の構成員数の平方根+2)

ASIA GAP       150千円×(団体の構成員数の平方根+2)

JGAP           130千円×(団体の構成員数の平方根+2)

②審査員旅費   実費の1/2

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：未定（今後、農林水産省から示されます）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

## 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部   農業技術環境課

(2) 担当（係）名：安全農産物担当

(3) 電話番号：023-630-2408

## 情報通信設備導入支援事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○その他（農村振興、地域活性化）

### 2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

### 3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が8,000千円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

#### (2) 対象経費：

- ・農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- ・情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：交付対象事業費の1/2

(4) その他：事業実施期間は、原則3年以内

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

### 6 問合せ先

#### 【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画担当
- (3) 電話番号：023-630-2279

**【総合支庁】**

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2) **担当(係)名**：下記のとおり

(3) **電話番号**

村山総合支庁農村計画課 023-621-8388 (計画担当)

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341 (計画担当)

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057 (計画担当)

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553 (計画担当)